

第 2 4 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 1 時 3 0 分より、第 2 4 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄	7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎	1 0 番 吉田 利一	1 1 番 今村 正喜	1 2 番 小島 佳剛

（欠席委員）

1 番 欠員	2 番 徳田 明子	5 番 山崎 省吾	6 番 井内 英樹
1 3 番 清水 幹央	1 4 番 寺川 勝之		

（農地利用最適化推進委員）

中井 正樹 水谷 修 北村 嘉朗

（事務局）

澤田 局長 稲垣 次長 清水（囑託） 村田（囑託）

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日の定例総会に徳田委員、山崎委員、井内委員、清水委員、寺川委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は在任委員 1 3 名の内、出席委員は 8 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、村田推進委員から欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、吉田会長よりお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 2 4 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、中林委員、藤井委員のお二人をお願いいたします。
現地調査委員につきましては、徳田委員と今村委員のお二人でした。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 4 件をご説明申し上げます。

番号 1 及び番号 2 につきましては、譲渡人が同一人となります。譲渡人は、営農規模縮小のため、譲受人はそれぞれ営農規模拡大のため所有権を移転されるものです。営農計画では、番号 1 はネギを、番号 2 はブロッコリーを栽培される予定となっております。

次に番号 3 につきましては、譲渡人は高齢により耕作が困難となったため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転されるもので、営農計画では水稻を栽培される予定となっております。

番号 4 につきましては、親族同士の所有権移転となります。譲渡人は遠方に居住のため耕作が困難なことから、隣接地を耕作されている譲受人に譲渡されるものです。営農計画では、じゃがいも、さつまいもなどを栽培される予定となっております。

議 長	<p>なお、以上4件につきましては、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p> <p>続きまして、今村委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
今村委員	<p>報告します。去る5月26日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町の利用状況につきましては、畑で、畝立てがなされ耕起済みでした。</p> <p>番号2の槇島町の利用状況につきましては、畑で、キャベツを栽培中でしたが、かなり草が生えておりました。</p> <p>番号3の伊勢田町及びの利用状況につきましては、田で、きれいに耕起済みでした。</p> <p>番号4の炭山の利用状況につきましては、不作付地で、草木が繁茂しておりました。炭山の利用状況につきましては、梅の木が植わっており、一部は不作付地でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>番号4の譲受人は、何を作付けされるんですか。</p>
局 長	<p>先述のとおり、営農計画では、じゃがいもやさつまいも等を栽培される予定です。</p> <p>隣接地を所有し耕作しておられますが、家庭菜園のような状態で、本格的に大規模な農業経営をされている方ではありません。</p>
水谷推進委員	<p>木は伐根して作付けされるんですか。</p>
局 長	<p>その予定はないと聞いております。73㎡と狭小地で、梅の木が植わっております。接してはいませんがもう1筆と一体で譲渡され、併せて所有権移転されるものです。</p>
水谷推進委員	<p>周辺は住宅に変わってきておりますし、営農をちゃんとされているか、よく見</p>

	<p>ておかないといけないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>よく見ておかないといけないですか。</p>
<p>水谷推進委員</p>	<p>梅の木とのことですが、見ても分からないような状態でした。何の木だろうと思っていました。</p>
<p>議 長</p>	<p>当該地周辺に詳しい委員は、よく見ておいてください。 他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分報告について、事務局から報告願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、はじめに「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」4件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、当該地の東側に隣接する土地と合わせて住宅1戸分を整備するための転用です。隣接農地は届出人所有農地のみとなります。</p> <p>番号2及び3につきましては、北西側に隣接する土地と合わせて共同住宅15戸分を整備するための転用です。こちらも隣接農地は届出人所有農地のみとなります。</p> <p>番号4につきましては、平成22年頃に先代が建築した農業用倉庫となります。200㎡未満であることから例外規定が適用され、法定の届出手続きは義務付けられておりませんが、事務局では便宜上、農地台帳からの除外は、原則、法定手続きが完了した時点としていることから、今回、法定相続人連名により手続きがあったものです。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p>

	<p>本件につきましては、露天資材置場を整備するための転用で、南側の建物を一部撤去し、進入路とされます。隣接農地はありません。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
水谷推進委員	第2号報告の番号1についてですが、進入路はどうなりますか。
局 長	南側の建物を一部撤去し、進入路をつける形になります。
水谷推進委員	進入路は一か所だけですか。
局 長	そうです。
中林委員	第1号議案の番号1について、利用状況に農業用施設とありますが、アスファルト舗装ではありませんでしたか。
局 長	砕石を入れておられます。ただ、農業用施設という扱いはアスファルト敷きかどうかよりも、用途が農業用かどうかというところにあります。作業用通路ですので農業用施設です。
中林委員	税金が違ったと思います。
局 長	税金の扱いについては把握しておりません。
次 長	償却資産ですので、土地の課税とはまた別になります。
中西委員	第1号議案の番号4についてですが、相続に伴った届出ですか。
局 長	届出人は法定相続人の連名です。これから相続で整理されていくのだろうと思われれます。
中西委員	平成22年頃とのことですが、もっと前から建っていたように思います。

議 長	他にご意見等はございませんか。
議 長	なしの声 ないようですので、以上をもちまして本日の定例総会は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。

(午後1時50分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____